

對馬藩の土地制度と貢租

宮本, 又次

<https://doi.org/10.15017/4355419>

出版情報：經濟學研究. 16 (3), pp.17-40, 1950-11-30. 九州大学經濟学会
バージョン：
権利関係：

対馬藩の土地制度と貢租

宮 本 又 次

一、はしがき

昭和二十五年春私は近世庶民史料の調査のため対馬に赴いた。対馬は大陸と日本とをつなぐ自然の飛石である。それは文化的に大陸と日本とをつなぐ『かけ橋』であつた。しかもそれは日本全体から見ると内地からかけ離れた辺境で、しかも相当に大きな島である。日本の中央から最も遠い辺境であるに拘らず、相当に高い外国の文化的影響を早くから受容し得る地点にあつたのである。もちろん水田なく磽确で不毛の対馬を、必らずしも九州的とはいえないが、辺境でしかも大陸に近いという九州の特殊の地位をそのまま、対馬が模型的に縮少してもつているともいえる。しかも實際対馬の地に足をふみ入れた私は、そこに極めて古い、そして純粹に日本的な民俗が多く残存していて、あまりにも日本的なのに驚かされた。そこでは中世的なものが近世に、近世的なものが近代に生きのびているのである。対馬は八つの郷に分れていた。郷は各藩の組にあたる。福岡藩の触・熊本藩の手永・久留米藩の組に該当する。従つて各郷を監する奉役は各藩の大庄屋・

惣庄屋にあたるのであろう。しかしそれは各藩の如く百姓出身ではなく藩士であつて、そこに對馬藩の特色があつたのである。各村に下知役なるものがいたが、これは各藩の村の名主や庄屋にあたる。しかしこれも亦藩士であり、給人であつた。その下に肝煎・血判・頭百姓がいたが、これは各藩の組頭(長百姓、年寄、百姓代)に當つた。しかも彼等は百姓出身ではなく、足輕出身であつた。對馬の藩士は府士と郷侍とに分れてゐた。郷侍は給人で八郷に散在してゐた。給人・足輕の居住しない村は二十五しかなかつたというから、いかに普ねく土着してゐたか判らう。一般に在郷武士の残存は大名の領域たる分の國の統一をさまたげるから、近世初頭の封建再編成に際しこれの土豪的性格を消滅せしめ、刀狩りで刀を奪い上げて百姓にしてしまふか、然らずんば城下町に集中せしめるかであつた。しかし對馬では武士はそのまゝ土着した。武士土着の場合、彼等と村民との間に中世の土豪に見られるような領主對領民の支配隸屬の關係の遺制が強く見られたのである。しかも對馬では莊園制の發達せる事實なく、山地硯角で、土地の領有關係の發達は未熟の状態のまゝ停滯してゐたのである。即ち對馬は國衛領から武家領へと直接にうつつたもので、莊園的な領有、本所・領家の關係はなかつたのである。やはり莊園は水田を基礎としてゐるもので、それのない所では概して成長しないし、その内部には名田の發達もなく、階級の分化をも見ず、武士的身分の成長を見ることも出来ず、小規模な土豪として、大部分は一村中の若干の土地を領有して、自ら手作りを行つていたのである。

對馬藩の一般農民は公領を耕作する均田農民であつて、これは對馬藩の地分け圖替制度と合せ見ることによつて、その性格を知ることが出来る。本稿に於て、まず第一にそれにつき論ずる所以である。また對馬の耕作法は幼稚で、肥料は海藻を

用い、一般に木庭作が行われていた。木庭作は焼畑の一種で、対馬農業を特色づけ、またその村落身分としての被官・名子の存在を許した所以のものである。水田面積僅少の山勝の対馬では、新地開発は、緊要事であつた。かくて猫額大の土地が新開されているのである。第二に於て木庭作と新開とを取扱える所以である。第三に對馬の地積について特徴ある制度としての間尺の法につき説明を加え、それと離れては考えられない蒔目・蒔高について考察を加えた。何斗蒔の田というのは古い型といわねばならぬ。また對馬藩の土地制度を理解するためには農民の負担と貢租についても吟味せねばならぬ。私はこれについても第四に若干の説明を加えておいた。

二、檢地と地分け

慶長六年に檢地が行われ、宝永十四年にも田島改がなされたが、全島の総檢地が行われたのは寛文元年のことであつた。宗氏二十一代義眞の時代で、大浦権太夫がこれをなした。檢地帳が出来たのは同四年のことであつた。いま嚴原町の支庁に多数の各村檢地帳が架藏されているが、これはこの時のものと思ふ。四尺八寸の檢地竿を用い、非常に地詰であつた。土地と農村を檢地帳に登録することは、近世封建社会形成上、重要な意義を有しているが、對馬は狭少なる耕地と入り組める境界、その上兵農未分化の状態をつづけ、朝鮮貿易の必要から農夫の夫役が多いことなどのため、檢地は極めて重要性を有した。對馬には木庭作なる焼畑の原始的耕作が行われたが、對馬ではこれをも亦普通の田畑と共に高に入れ、寛文の檢地ではこれをも亦課税の対象としたものであつた。これによつて上々・上・中・下の品位をわけ、定免の制によ

り又は三物成、後には二半に一定した。又すべて麦物成とし、田も亦これに換算し、木庭も亦田と同様に麦をもつて貢租の対象とした。その場合の標準は上畠の物成で、『新檢上畠廻し』といつた。檢地の結果石盛が行われないため、松前藩同様に、石高何万石という称は対馬藩にはなく、かくて対馬藩は、公称草高をもつてその格式としていなかつたのである。

麦大豆からなる島内の收納と島外に於ける飛地である田代・浜崎からの收納二万石と、朝鮮貿易による利金によつて、対馬藩は十万石の格式を認められていた。初めは武鑑に二万石とあつた位であつたが後、宗家が武鑑出版元に交渉して改めさせたものである。かくて徳川中期以降対馬藩は武鑑に『十万石以上之格』として、十万石以上大名の部の最後に載せてもらうのが、常例となつた。
(鳥羽正雄、対馬見聞雜錄、
 歴史地理、五一の三)

檢地と共に兵農分離を強行し、寛文二年十二月二十七日に従来の地方知行を藏前知行に改め、郷村在住の士の中、大身者はこれを城下にうつし、居城も金石から府中に移したのである。兵農未分化の状態から脱して、上士は府内士として城下生活をなし、藏前をもつて支給されるに至つた。二百石・百五十石・七十石の別を立て、その知行は現米を代銀に代え、石銀と称した。石銀は貞享以後には朝鮮・九州の買米にて支給したので、石米と称せられた。(対馬人物志)このことは商人的な功利的傾向を城下武士に導入したものであつた。しかも対馬藩の特色は多数の小身者がなお土着生活をなし、中世的な遺制を持続していたことで、給人・足輕として根強く存在したものである。彼等は城下に勤役する代りに、間銀なる役銀を寛文十一年以来課せられていた。

この檢地にもとずいて藩は一切の耕地を收公し、改めてこれを農民に均分し、且つ一定の年限毎に割替える制をとつたの

である。弘長務氏はかつてこれを土地籤替制度と称せられた。対馬ではこれを『田分け』、『畑分け』、『山分け』、『木庭分け』、『籤とり』と称していたのである。対馬藩はまず水戸藩・岡山藩・藤堂藩・佐賀藩の如く、土地を收公し、農民に均等に分配する、土地分給策を寛文年間に採用した。これを『土地仕分け』といい、又『地分け』といつた。当時藩財政は大阪出陣や参観交代や朝鮮信使のことで極度に逼迫していた。且つ又府士・給人の知行地と百姓との間には懸隔があり、給人領や寺領・宮司領は作人即ち被官・名子を以て耕作せしめた。かくて貧富の差が大であつたが、これを調整し、藩財政の基礎を安固にする必要から、義眞の下で財政改革を行つた大浦権太夫は大いに各方面に於て経済策を講じたものである。朝鮮貿易のために百姓は輸送の労力を徴集せられ、公役も多かつた。治水・猪鹿狩・信使・参観の公役を全く果せしめんがためには、公役人たる百姓を眞に『本戸』として安定せしめねばならず、土地を均等に給分する必要もあつた。寛文の檢地・府士の地知行廢止、定免制は各『本戸』に均田を保有せしめねばならない。とりわけ『公役銀』(銀頭)が寛文三年から初まり、銀七十貫が百姓の人頭に課せられることになつた。かくてはどうしても百姓の経済的基盤を確定してやらなければならぬ。その他種々の原因によつて均田制の実施となれるものである。これは或は寛文四年に実施されたといい、寛文十一年に実施されたという。陶山鈍翁の「土穀談」には『寛文十一年ニ至リテ、百姓ノ地ヲ悉ク召シ上ゲラレ、郷土郷百姓ノ知行、神社・仏寺ノ知行ノ外ヲ村地下名ケ、田島上上、上、中、下ノ処ト川端山附ノ処ヲ其村ノ百姓ノ戸数ニ応ジテ、大抵同ジホドニ分テ、百姓面々ニ受ケ持テ、郷土モ小知行ナルハ村地ヲ受ケ持テリ』と説明されている。また『公役を勤候百姓暨ば三十人有之候得ば、其村領分の田畑木庭を三十二・三に分け、其内三十は其村の百姓三十

人の請込に在り、二つ三つは村抱と名付け、村中差寄り候て、同前に致耕作、余計の地に仕り置き候格にて御座候」とある。(口上覚書、日本経済叢書、卷四、二九頁) 村内の田畑木庭共に三十一・三に分け、その中三十は百姓の請込とし、残りの二・三を「村抱え」と称して村民の協同耕作地となせるものである。この村抱地は次男が別家する時に割りあてられ、又更に別家がませば地面を新たに割り直さねばならない。田畑木庭の配分には割当てをなしたが、耕地はやはり均等になり得ない。こうした「地分け」の不同を生じたので「以前制禁なき時は村中の百姓云ひ合せ、村下知人、肝煎の知れる迄にて内証の地分けをなし」(告新録、日本経済大典、七卷、四四七頁)と云う具合に「地分け」が内々に行われ、潰籠の場合や別家持の時には割替が行われたのである。しかしこれは耕地の細分を来す恐れがあるので、遂に元禄十三年八月に之を禁じたが、しかもこれに代つて貢租負担均分のために割替にあらざる便法が、自然発生的に行わるるに至り、これは籤替の制度としてなされたのである。即ち耕地を一定の年限毎に抽籤又はその他の方法で耕作者の間に交替せるものである。而して潰籠に課せられた貢租は残存村民の共同負担となり、村抱地に於ける租税が共同負担となるが如きこともあつたのである。

対馬藩の土地は、公領・村元地頭領・給人領・寺社領・足軽領・肝煎領に分つことが出来る。地頭領は特に藩主から一門及び老臣に賜わりたるものであり、給人領は郷士に賜わりたるもの、寺社領は特に寺社に寄附したるもの、足軽領は郷村の足軽・無足に与えられた領、肝煎地は郷村の肝煎の職務領である。しかして大部分の土地は公領で、これは寛文年中に人民の地を收公して均分に土地を分給せしものであつた。均田の行われたのは「地分け帳」にのせられた古田畑で、新開田畑は免除されて、開墾者の所有、即ち個人持となつた。公領は、ある年限毎に、抽籤を行つて、百姓の請込地を交替

した。抽籤の行われた土地を、公領地といい、又農中持、公役地、五人組持、共有田などともいつた。これをうける資格あるものは『本戸』『農中』と称する村民で、『公役人』ともいつた。長男が十六才に達すると公役人の資格を得たもので、それは元服の終つた時からであつた。本戸の一戸あたりの配当地を一窠といい、その地を耕作することを『請持つ』といつて、所持・所有とはいわなかつた。その売買譲渡は許されなかつた。百姓は一窠分を配当されて耕作し、その耕作人を『今作人』といい、今作帳を備えてこれに記載した。しかも一たん割りあてられた以上、その百姓の家が絶えない限り配当地を交替することなく、殆んど所有権に近い権利を保有した。たゞ絶家の場合にのみ下知人より別に人撰して、役印ある書附を与えて、耕作せしめた。また貢租が不納なれば直ちに之を取戻して別人に附した。(全国民事慣例類集) 耕地・木庭に不均等がある場合には、別々に一々割替えないで『振替』によつて融通した。こうしたことは江戸時代を通じて行われていたらしい。

本戸は原則として寛文の「物成帳」に定められた『公役人』であるが、このみが旧来の特権に参加することが出来、外来者には許されなかつた。外来者は定住してから、幾年たつても本戸の仲間入りを拒否された。本戸数が一定していたため單なる分家では籤畑の配当をうけることが出来なかつた。農中の各員に割当てられた持分を『株』といい、『当り前』『当り田』『一戸分』と称した。籤替の年限には確定せるものとせざるものがあり、農中より選出された肝煎が主としてこれが衝にあつた。なおこれが現存していたこと、その慣行については先に弘長務氏の实地踏査による研究がある。(対馬の土地籤替制度について、農業経済研究、第九卷三号) 大体、面積・間高から見ても、全高に対して公領は約六割で、残余が給人・社寺領・村々地頭領などであつた。したがつて物成も、公領の物成は全高の約六割に當つていた。

二、木庭作と新開

上述の如く対馬には火耕・木庭作が一般に行われていた。火耕は江戸時代においてもなお相当に見られたものであるが、九州では肥後椎葉において、また薩摩・大隅地方に於て行われ、筑前に於ても山間部では幕末まで火耕が行われていた。対馬藩に於ては元祿の頃これが行われたことを陶山鈍翁の諸著を通じて窺うことが出来る。対馬の焼畑は木庭といつた。その植付けた作物と火入れの時期の相違によつて、木庭に種類があつたらしく、『麦木庭』と『蕎麦木庭』は夏期に伐採して焼き、『粟木庭』は四月に伐採して焼いた。同地方は冬期積雪が殆んどないから、秋に草木を伐採し、翌年火入れをするというようなことはしなかつた。対馬が殆んど山嶽にして耕地及び耕地に適する地少く、而も概ね急峻なるがため、土壤の崩落により上層に肥土なきを以て、古来所謂火耕法により木庭を伐開き、枝葉及び焼草を焼いてその灰を肥料となし、これに粟及び蕎麦の種をまいて、その地味の肥瘠により二年乃至三年又は四年木庭作をなせるものである。大体連作は二年であつたようである。植附くる作物は粟・麦・蕎麦の外、大豆・小豆・木綿であつた。縦に溝を掘り、灌水の途を講じたというから、又往々肥料として干鰯を施したともいうから、焼畑としては進んだものであつた。しかし木庭作は一見有利なるが如くであるが、面積広く種子を要することが多く、その割に收穫がともなわなかつたのである。麦種を小鳥が喰い、その成熟に先つて鹿がこれを喰うことがあるため、予めこれを見越して多くの種をまいたものである。收穫の比率の悪るかつたことは古、来上畠二石蒔と下木庭五十石との物成りを同一に算え立てていることからでも察することが出来

ると思う。木庭作の種蒔は所謂投蒔であつた。これは木庭の最高処に立つて種子を投げ、之を馬把にて撒布せるものであつた。この木庭作は、急峻なる山腹に木庭を伐開くとき、土砂は風雨のために漸く崩落し墜下し、山林濫伐より来る弊害の原因となるため不利といわねばならぬ。かくて次第に土質が衰耗するのであつた。又間接的には、この間簡易なる耕作になれ、一般の耕地を粗略に取扱う弊害があつたのである。陶山鈍翁は猪狩りと共に木庭作停止のことを策し、同時にこれに代るに段畠の奨励をもつてした。この提案には幾多の反対があつたが、遂に藩の採用する所となり、まず伊奈郷に之を実施し、次に仁位及び其の他の各郷に之を施行せんとしたが、終に改良の実を挙ぐるに至らずして挫折した。

木庭作の如き原始的な農業経営の行われる地方には、隸農制度が随伴することが多い。信州の伊那・肥後の五箇莊・豊後・筑前の山間地に於て見られる所である。対馬に於ける被官・名子の制度がこの焼畑耕作と關係なしとすることは出来ぬ。
(対馬島誌、二四五、二四六頁。
日本林制史資料、福岡藩、嚴原藩)

対馬は山勝で耕地が少い。藩は一貫してこの森山と岩石でおおわれた島嶼を開発することに努力した。かくて新田の開発は大いに奨励されたのである。正徳年間に次の如き法令が出ているが、それも亦開發策の一端を示すものである。(嚴原御壁書控、宗家文書)

F 覚

一、新開方 十年 但普請応十五年

一、をこし方 五年 但普請応十年

対馬藩の土地制度と貢租

右の年数之通所務可被仰候事

一、侍中新ひらき仕候ば永代作取或加増可被成下事

一、田舎給人新開仕候ば御定之通所務仕年数通候はば間役被仰付永代作取或は加増に可被成下候給人末子ひらき方仕候ば御定之年数の外作取被仰付給人同前の間役被仰付足輕並の役義相勤候様に被仰付候事

一、町人並百姓ひらき方仕候ば御定之通所務年数通候ば年貢上納候様に可被仰付候事

一、おこし方願之者有之候ば郡奉行方に而吟味仕数年捨居候所は見合申付候様に被仰候事

以上

巳二月十七日

大 浦 忠 左 衛 門

幾 度 沢 右 衛 門 殿

白 水 左 兵 衛 殿

これは新開と『をこし』(発)に分けてゐるが、『をこし』は埋立・干拓地であると思う。新開方・おこし方には一種の歛下年期をおいて、年貢上納を免除されたものらしい。いま宗家(萬松院)文書を見るに、佐須郷小茂田の開田、同郷久根の開田を挙げてゐる。開田に対して干出・潮入干出という土地もあつた。(御農政被仰出之諸帳)この文書は開田の褒美を次の如く規定してゐる。

『一、奉役村下知人有之村之干出之開き致成就候時は田に而も畠に而も其開き十分一ノ内五つは奉役被成下三つは村下知人に被成下二つは肝煎中可被成下候

一、奉役居村に而無之村之干出之開き致成就候時は其開の十分の一の内を前之格にて下知の役人に可被成下候

一、肝煎下知之村々干出々開致成就候時は其開きの十分の一の内を前之格に而五つは奉役に被成下二つは肝煎に可被成下候
一、干出之御開きに付其村々百姓農隙に相務候苦勞之御褒美には田に而も畠にても五ヶ年之間作り取りに被仰付一ヶ所の内に而も段々可致成就候内へ成就の分段々と五ヶ年作り取りに可被仰付候

また『町人百姓の開き方は十年作り取りに被仰付、越し方は五年作り置に被仰付候御法に而候』とある。

浅茅湾あさやうの北側にて深く込んでいる仁位村は仁位川の流れこんでいる地点である。ここから二十分程遡ると仁位の部落につくが、そこには対馬としては珍しく相当に広い水田がつづいている。これを『殿様開き』という由を聞かされたが、これは宗家の特別のはからいで開かれたものである。私はここで久保山氏から同家に伝わる文書を拜見し、眼福を得た。久保山氏は田代から来た農師の子孫であつて、この地の『御開所』をなした技術者であつた。久保山家は無足足輕として、この地をつづいて来られた家柄である。

『は路々御開所の内田畠共に親惣右衛門より作来り候場所之儀惣右衛門仁位村御開所の内農師田代表より被招呼是迄無滞相勤田作之仕形委舗相成り候依功に右作り来候通其方子孫迄も永作人に申付是迄之通諸公役勤差免たる農作方令出精御物成り無滞可相納候依之は路々御開之七年石垣之かい石など之手入を申付候間無懈怠可相勤候若かい石等之仕形不沙汰に於有之者急度申付け給候所可有之候條無油断可精勤者也』

宝曆五乙亥年三月

御郡奉行

仁位村御開所

農師 惣右衛門

以上によつて田代出身の農師惣右衛門がは路ふ開所に努力し、その子孫が永作人になつたことが判る。なお久保山家の系図を見るに、惣右衛門は肥前田代蘭部郷皮籠石村田地七拾八反拾八畝拾八歩を所領する百姓久保山三郎右衛門の長男であつた。明和五年十月十二卒。系図には『其頃当地偏僻ニテ田耕ノ道精シカラズ只請作ノミヲ専ラニシテ田耕ノ法委ク知ル者甚稀也依之国命ヲ蒙田代ヨリ被招呼享保九甲辰年当地仁位村ニ於テ先ツ開墾耕作之教先ヲ設ケラレ其法ノ教農師被仰付一村ノ農戸追々其道ニ習熟セシメシ処ヨリ公命ヲ請テ当邑ノ住居ト成ル加之各郷各邑田地ヲ有スル輩何レモ田耕ノ法ヲ地人ニ授各戸粒食ヲ得ル事ヲ喜ブ事農人偏ク聞知スル所ナレバ茲ニ詳セズ僅カニ其大旨ヲ述ブ』とある。次代の惣兵衛は耕作につとめ、明和十亥年に『永々諸公役並開墾ノ田畠壹石二斗六升蔴余ヲ以テ永作人ニ被仰付』れた。三代目の拾右衛門は耕作精勉の故を以て『無足足軽』となり、四代目の作左衛門は文政二年御先手役方附足軽となり、文政丙午年奉役方足軽となり、一生無役給人となり、文政九年には給人となつた。五代の作右衛門は知行四寸壹歩參厘五毛七を賜つてゐる。百姓から遂に給人にまで昇格した一例である。これは同家につたわる御書附なる一卷十四通の文書をもつてもよく伺い知ることが出来るであらう。

三、間尺と蔴高

間高というのは間尺寸分量を以て表す土地の單位で、対馬藩独特のものであつた。これは面積を示す單位ではなく、実は石高の麥態であつた。対馬藩では土地を田・畠・木庭の三つに分ち、その各々を亦上々・上・中・下の四つに分つてい

たのである。間尺は土地の收穫高を基礎として計算した單位であつて、麦二十二石八斗を産する土地が一間である。一間は四尺にあたり、それ以下は寸分厘で細かく、十進法できさまれていたのである。対馬は水田が乏しいので多くは麦が作られていた。かくて作物の標準は麦で、米作地については二対一の比に當つていた。即ち米十一石四斗を産する土地が一間なのである。これは上々田一町一石蒔、上々畠一町一石五斗蒔の收穫麦を二十二石八斗とし、これを標準として、田畑木庭の別なく、蒔種の量だけ引いた残高が丁度右に相当する麦を生産する土地を一間と稱した。いつから間尺の方法が用いられたかは不明であるが、慶長元和の頃から石高の代りとして用いられ初められたらしい。しかしこれがつきりした形で定められたのは寛文の時かららしい。この檢地の時二千三百八十八丁九畝十五歩の全耕地の間高が千三百九十五間一尺二寸六分で、その中畠木庭方千百五十九間一尺二寸七分六厘、田方百六十間一尺三寸七分、茶方七十五間二尺七寸一分四厘となつてゐる。間尺法は蒔高を離れては考えられない。蒔目・蒔高をもつて、何斗蒔の田、何升蒔の畠ということは全国でも見られることで、何も対馬だけの特例ではない。そもそも土地の広い狭い、即ち地積をあらわす方法には種々ある。

第一は面積そのもので表わす方法で、町段歩という具合に表わすものである。六尺平方を一步とし、三百六十歩を一段、十段を一町とするもので、これには大中小の小割があつた。大は二百四十歩、中は百八十歩、小は百二十歩とするもので、この小割は六進法であつた。この町段歩は秀吉の時に一段三百六十歩が、三百歩となり、その小割も大が三百歩、中が百五十歩、小が百歩となつた。五進法である。また秀吉は畝の稱をも用い、町段畝歩となつた。また町段歩の外に『代』が古くからあつた。これは多く中国・四国・九州に行われたもので、一代は一段の五十分の一にあたつた。五十代が一段であつた。

第二は生産額によつて地積を表わしたもので、最も古いものは刈称、即ち何束何把刈という束把の法であつた。これは近江・越前から出羽にかけての日本海沿岸に多く行われた。十把で一束であることもあり、六把で一束の所もあつた。また貫称といつて何百何千何貫何十何文として土地の広さを表示した所もあつた。通常田の年貢は米で納め、畠の地子は錢で納めたので、貫高を持つて畠から田までも表わすに至つた。關東地方で多かつたが、室町時代には西国でも行われた。大体一段が七・八百文位であつた。この貫称は生産額による表現ではあるが、生産額そのものではなく、賦課額であつた。永高は永樂錢で表わし、永樂錢二分一、鐳錢二分の一の納法であつた。石称は何百何十何石何斗何升何合といふ風に土地の広さを表わすもので、田地に於てまゝ行われた。この方法は近畿から初まつて、秀吉によつて全国的にされた。なお石称に似たものに俵称があつた。これは室町時代から甲信地方に於て行われたものである。一駄を二俵とし、駄をもつて算える駄称である。

第三は投資した種による計算方法である。蒔称であつて、これは九州の南端から東国にまで及んでいる。土地の広狭を表わすに何斗何升何合蒔という呼方をするものである。種籾による方法で、畠にても田にても行われた。大体一段一斗蒔から三斗蒔位であつた。これは東北地方に多い刈高、その他辺境山間部に多い投高、摺高、抓高と共に石高に対して特殊の由来をもつている。

(高柳光壽、中世への理解、日本歴史、一九四八年二月第十号)

この方法が対馬でも行われたのであるが、対馬ではこれが檢地帳にはつきりと記載されている。單に民間の慣用ではなく、公的に認められているのである。農家では一畝を一升、一反を一斗、一町を一石蒔と定め、何斗下ろし、何升下ろしと唱えて来た。しかし蒔高は税法としては不便であつたから、これ

に代つて又はそれと共に前記の間尺の法が用いられていたのである。

対馬のように山地が多く、耕地が細分されており、木庭のように目分量で蒔目を定め、面積も收穫高も一定していない所では、上田上畠の收穫高を標準とし、一切を之に換算して、敢て土地の広狭、收穫物の相違を立てぬことが課税上便利なのであつた。

これについては大竹虎雄氏が、「対州郷付帳」によつて説明されたものがある。
(嚴原藩の間人尺法、農業) 即ち定率が定められていて精密な標準がたつていた。

- 上々田ハ壹町ヲ壹間ト定メ蒔種壹石
- 式段五畝ハ壹尺式畝拾歩ハ壹寸七歩ハ壹分
- 上田ハ壹町五段ヲ壹間ト定メ蒔種壹石五斗
- 參段七畝五歩ハ壹尺參畝式拾歩ハ壹寸拾壹歩ハ壹分
- 中田ハ式町ヲ壹間ト定メ蒔種式石
- 五段ハ壹尺五畝ハ壹寸拾五歩ハ一分
- 下田ハ參町五段ヲ壹間ト定メ蒔種三五五斗
- 八段七畝拾五歩ハ壹尺八畝式拾五歩ハ一寸式拾六歩ハ一分
- 上々畠ハ壹町ヲ壹間ト定メ蒔種壹石五斗
- 式段五畝ハ壹尺式畝拾五歩ハ壹寸七歩ハ一分
- 上畠ハ壹町三段三畝拾歩ヲ壹間ト定メ蒔種式石參段參畝拾歩ハ壹尺參畝拾歩ハ壹寸拾歩ハ壹分 中畠ハ式町三段三畝拾歩ヲ壹間ト定メ蒔種參石五斗
- 五段八畝拾歩ハ壹尺五畝式拾歩ハ壹寸拾壹歩ハ壹分
- 下畠ハ六町六段六畝式拾歩ハ壹尺六畝式拾歩ハ壹寸拾壹歩ハ壹分
- 上々木庭ハ拾參町參段參畝拾歩ヲ壹間ト定メ蒔種式拾石
- 參町參段參畝拾歩ハ壹尺參段參畝拾歩ハ壹寸參畝拾歩ハ一分拾歩ハ壹厘
- 上木庭ハ拾六町ヲ壹間ト定メ蒔種式拾四石 四町ハ壹尺四段ハ壹寸四畝ハ壹分拾式歩ハ壹厘 中木庭ハ式拾式町六段六畝式拾歩ヲ壹間ト定メ蒔種參拾四石 五町六段六畝式拾歩ハ壹尺五段六畝式拾歩ハ壹寸五畝式拾歩ハ壹分拾七歩ハ

耆厘 下木庭ハ參拾參町參段參畝拾歩ヲ耆間ト定メ蒔種五拾石

八町三畝拾歩ハ耆尺八段參畝拾歩ハ耆寸
八畝拾歩ハ耆分式拾五歩ハ耆厘

即ち上々田・上々畠は耆町である。上畠の耆間は一町三段三畝十歩で、蒔種は二石である。即ち上畠一間は四千歩(坪)に当る。上畠の面積を間尺で表わすと四千歩(坪)が一間であるから、千歩が一尺、百歩が一寸、十歩が一分、一坪が一厘となる。総べて round number である。かくて各種の土地の收穫と面積との比は頗る複雑であつても、総べて上畠の單位によつて換算することが出来、これを『上畠廻し』といつた。一間が四尺であるわけは判らないが、恐らくは定免の率が二半即ち出来高の四分の一の貢租であるからであらう。

なお大竹氏の計算を見るに次の如くなつてゐる。『そこで此処に七石を蒔付くべき中畠があつたとする。之を上畠に引直して見ると蒔目及面積は如何というに、中畠の蒔目は一間に付麦三石五斗、上畠蒔目は一間に付麦二石であるから、

$$7.0\text{石} \div \frac{3.5 \text{ (中畠一間の蒔目)}}{2.0 \text{ (上畠一間の蒔目)}} = 4.0 \text{ (上畠に引直したる蒔目)}$$

上畠一坪の蒔目は五勺、即ち 0.0005石 なるを以て

$$\frac{4.0}{0.0005} = 8,000\text{坪、即ち } 2\text{町}6\text{反}6\text{畝}20\text{歩}$$

という計算になり、七石を蒔付くべき中畠の面積は八千坪に当ることを知るのである(大竹虎雄、嚴原藩の間尺法、農業經濟研究、第四卷三号)。また「対馬島誌」には次の如き表をかかげている。

| 等級 | 間尺 | 坪数 | 種 | 種蒔量 |
|------|----|--------|---|--------|
| 上々畠 | 壹間 | 三、〇〇〇 | 麥 | 一、五〇〇 |
| 同 | 壹尺 | 七五〇 | 全 | 三七五 |
| 上畠 | 壹間 | 四、〇〇〇 | 全 | 二、〇〇〇 |
| 同 | 壹尺 | 一、〇〇〇 | 全 | 五〇〇 |
| 中畠 | 壹間 | 七、〇〇〇 | 全 | 三、五〇〇 |
| 同 | 壹尺 | 一、七五〇 | 全 | 八七五 |
| 下畠 | 壹間 | 二〇、〇〇〇 | 全 | 一〇、〇〇〇 |
| 同 | 壹尺 | 五、〇〇〇 | 全 | 二、五〇〇 |
| 上々木庭 | 壹間 | 四〇、〇〇〇 | 全 | 二〇、〇〇〇 |
| 同 | 壹尺 | 一〇、〇〇〇 | 全 | 五、〇〇〇 |
| 上木庭 | 壹間 | 四八、〇〇〇 | 全 | 二四、〇〇〇 |
| 同 | 壹尺 | 一二、〇〇〇 | 全 | 六、〇〇〇 |

| 中木庭 | 壹間 | 六八、〇〇〇 | 全 | 三四、〇〇〇 |
|-----|--|------------------------------------|---|--------|
| 同 | 壹尺 <td>一七、〇〇〇 <td>全</td> <td>八、五〇〇</td> </td> | 一七、〇〇〇 <td>全</td> <td>八、五〇〇</td> | 全 | 八、五〇〇 |
| 下木庭 | 壹間 | 一〇〇、〇〇〇 <td>全</td> <td>五〇、〇〇〇</td> | 全 | 五〇、〇〇〇 |
| 同 | 壹尺 <td>二五、〇〇〇 <td>全</td> <td>一二、五〇〇</td> </td> | 二五、〇〇〇 <td>全</td> <td>一二、五〇〇</td> | 全 | 一二、五〇〇 |
| 上々田 | 壹間 <td>二、〇〇〇 <td>全</td> <td>一、〇〇〇</td> </td> | 二、〇〇〇 <td>全</td> <td>一、〇〇〇</td> | 全 | 一、〇〇〇 |
| 同 | 壹尺 <td>五〇〇 <td>全</td> <td>二五〇</td> </td> | 五〇〇 <td>全</td> <td>二五〇</td> | 全 | 二五〇 |
| 上田 | 壹間 <td>三、〇〇〇 <td>全</td> <td>一、五〇〇</td> </td> | 三、〇〇〇 <td>全</td> <td>一、五〇〇</td> | 全 | 一、五〇〇 |
| 同 | 壹尺 <td>七五〇 <td>全</td> <td>三七五</td> </td> | 七五〇 <td>全</td> <td>三七五</td> | 全 | 三七五 |
| 中田 | 壹間 <td>四、〇〇〇 <td>全</td> <td>二、〇〇〇</td> </td> | 四、〇〇〇 <td>全</td> <td>二、〇〇〇</td> | 全 | 二、〇〇〇 |
| 同 | 壹尺 <td>一、〇〇〇 <td>全</td> <td>五〇〇</td> </td> | 一、〇〇〇 <td>全</td> <td>五〇〇</td> | 全 | 五〇〇 |
| 下田 | 壹間 <td>七、〇〇〇 <td>全</td> <td>三、五〇〇</td> </td> | 七、〇〇〇 <td>全</td> <td>三、五〇〇</td> | 全 | 三、五〇〇 |
| 同 | 壹尺 <td>一、七五〇 <td>全</td> <td>八七五</td> </td> | 一、七五〇 <td>全</td> <td>八七五</td> | 全 | 八七五 |

これによつて上畠廻しをすれば五石蒔の下畠は二尺に相当するを以て上畠廻し一石とし、或は上々田三石蒔は三間なるにより上畠廻し六石とし、下木庭十石蒔は一間の五分の一即ち八寸であるから上畠廻し四斗となるのである。

『上畠廻し』と間高とは対馬の農業状態にきわめてふさわしいものといわねばなるまい。
 なお「公義御役人様方御巡檢に付御覚書」中に次の如く誌されている。
 (豊崎町豊村、洲) (河家文書)

『当国之儀中古以来町反之名目無御座間尺と唱來候木庭之儀他国に而は伐り畠と申候由に御座候木を切置枝葉の枯たるを焼き其はいを養にいたし候而諸作を仕付候故伐畠と申

候由当国にては以前より木庭と申し候由畠木庭の間尺蒔目之法

一、上々田壹間は一町蒔種壹石、一步に三分三才蒔

- 一、上田沓間は一町五反程、蒔種壹石五斗程
- 一、中田沓間は二町程、蒔種二石程
- 一、下田沓間は三町五反程、蒔種三石五斗程
- 一、上々畠沓間は一町蒔種壹石五斗、沓歩に五勺蒔
- 一、上畠沓間は一町三反三畝程、蒔種二石
- 一、中畠沓間は二町二反二畝、蒔種三石五斗程
- 一、下畠沓間は六町六反六畝、蒔種十石程
- 一、上々木庭沓間は拾三町三反三畝程、蒔種二拾石程壹匁五勺蒔
- 一、上木庭沓間は十六町程、蒔種二拾四石程
- 一、中木庭沓間は二十二町六反程、蒔種三拾四石程
- 一、下木庭沓間は三拾三町三反程、蒔種五拾石程

なお地の位を定めることは地味の良否、耕作上位置の便否、地勢の關係等を比較して決定するためにその村により標準を立てた。上縣の上位は下縣にての上々位、下郷の上位は上郷の中位という具合に一樣でなかつた。

また木庭については前にも引用せる如く木庭の間は上々四万坪、上四万八千坪、中六万八千坪、下十万坪であるが、之を各四千坪(即ち上畠種蒔量二石)宛に區別するときは、上々は十区、上は十二区、中は十七区、下は二十五区となつた。此一区宛を一年に伐開くときは上々は十年、上は十二年、中は十七年、下は二十五年となつた。かくてこれを『十年荒し』『十二年荒し』といつた。即ち木庭地味の肥瘠により、肥えたるは僅かの年限にて伐開き、瘠せたのは長年荒しておいて、休ませておいたのである。

- 一、上々木庭は拾に分ち十ヶ年に一遍作之
 - 一、上木庭は十二に分ち十二ヶ年に一遍作之
 - 一、中木庭は十七に分ち十七ヶ年に一遍作之
 - 一、下木庭は二拾五に分ち二拾五ヶ年に一遍作之
 - 上々、上、中、下共沓間は作り地毎年一町三反程
- 右の通御座候故上々田上々畠は沓町を沓間と定め其次之田畠並木庭は蒔種を引除候作得大体上々田は畠沓町之作得程に候処を沓間と定め申したる法にて御座候様に相見申候四尺を沓間と定め候段如何様之故共相知不申候出来高の四歩者を年貢に納候大法に而二つ半程之免と申伝候故間の數を用候と申説も御座候得共體成儀は相知不申と御返答可被申上候事

四、貢租と負担

上述の如く対馬藩では万治三年より寛文三年にわたり、確實なる貢租収入の基準たるべき検地を完了し、田畠木庭を上々・上・中・下の四階層に區別した。これを『新檢上畠廻し』という。寛文二年には府士の地知行を廃止し、寛文四年租法を定免とし、村について租を課し、更に之を公有とし、一部の村にては民戸に応じて均田の制をとつた。定免の法にては二又は三物成、後には二半に一定した。古来対馬の農業は畠の麦作を主要とし、水田米作は僅少であつたから、すべて麦物成とした。田も亦これにて換算した。木庭も亦田と同様麦を以て貢租を賦課した。「覚書」には『定物成之分を毎年相納も凶年には捨り、を請申候定物成は二つ半程の免に当り居り候』とある。又佐護村の佐護家で披見した一記録には『穗見の事』として『御国御郡中田畠木庭寛文四年より御物成定免に而御座候、凶年之年は捨りと被成下候尤捨り之義は以前より見分の上、上・中・下三段二歩刈と仕り其村の出来高を積其内に而蒔種を引又御物成を引候残御物成程無之候時捨りと被成下候、尤御物成り一倍有之候得ば捨り不被成候事』とある。即ち耕地出来高の四分一免即ち百分の二十五を納めしめた。出来高の中から蒔種を引き、残りの四分の一を納めるのが原則であつた。なお「公儀御役人様方御巡檢に付御答書」（洲河家文書）によれば、『当国の儀石高極り居不申出来高の内より蒔種を引残り高の四分一程を納め候大法にて二つ半程の免と申伝候』とある。例へば上々田一間に粃二十石出来たとすれば、その年には蒔種一石を引き、残り十九石の四分の一を貢租として徴收した。又下畠一間に麦二十石出来た年には蒔種五石を引き、残余十五石の四分の一を徴收した方法であ

る。前述の如く対馬藩は收穫高を間で表わし、これに対する蒔高で標準をきめていたが、その意義はこの税法によつてうなずくことが出来よう。普通江戸時代の税制は石高によつて田畑・屋敷地毎に反別の收穫高の標準を定め、之に對して段取又は厚付の方法を以て年貢を徴收したが、これに比べると非常に時代的に遅れているといえる。対馬が山地で交通不便、しかも灌漑が悪く、生産力が低く、收穫高が不定なるため一定の石高に結び得ず、従つて一定率の貢租を賦課し得ないためである。出来高を基礎として、蒔種高を引いて残余の中から四分の一と四分の三の割合で領主と耕作者が分配せるものである。但し八郷中佐護郷のみは田地が多かつたためか、その田は十分の三の割であつた。なお対馬に於ては口米といふことがなかつた。年貢は精麦でなく、田物成は粃を納め、畠木庭は粗麦をおさめた。

一間の土地から蒔種を差引いた残りは大体四十榎(古田舎榎
四斗入)に當つた。以前は粃荒麦を量るには四斗入砵俵であつたが、これは京榎にて五斗七升に當つた。その中で十俵納めるのを『すくみ』といい、『十成』ともいい、百文加地子ともいふた。十一俵納めるのを十一成りとも百十文加地子ともいふた。九俵納めるのを九成りとも、九十文加地子ともいふた。四十俵で十俵が標準であるのは、納税の割合が收穫高の四分の一であつたからである。前記の如く間尺の法にて一間の四分の一を一尺というのもつまり作得の四分の一を納める所から來ている。

対馬に於ては後、粃荒麦は京榎にて量ることとなり、五斗七升俵を五斗俵とし、物成五拾俵を納めた村は五拾七俵納める様になり、以來は國中一統に京榎ばかり用いるに至つた(覚書)。

百姓は公役銀なる負担を年貢の外に負うた。公役銀は又『頭銀』とも云い、寛文年間大浦權太夫の定めるところであつ

た。これ以前は公役と称して百姓より領主の台所用、諸役方入用の諸色即ち大豆・辛子・煙草・椎茸・干鰯・干鳥賊・若和布・板・屋板・木材を現物をもつて納入していたのを改めて、寛文三年より代銀納めとしたものである。他所に於ける小物成に当る。

その始めは銀七十貫文であつたが、後七十一・二貫文となり、時に多少の増減があつたが、その割賦の法は四分の三を八郷百姓の數に分賦し、四分の一は公領地の間數に按分して課した。この後者を、故に四分の一銀ともいつた。「佐護家文書」には次の如く説明されている。

『 銀七十疋貫百三十三匁 八郷公役銀

八郷の百姓共年々納め候銀を公役銀と申候は昔へより府内御用の諸色を百姓の公役にて相納候を寛文五年に銀高七十貫匁に相極り、諸色は代銀相定り諸色を多く納候へば現銀を少く納め、諸色を多く納め候得ば現銀を多く納め堅く成、公役の代りに差上げ候銀を公役銀と申し候』

かつては諸色を以て納めたものなることが判るであらう。『此銀高割付之格四分の三を八郷百姓の數に割付四分一を八郷地方現間の高に割付け申候両様合公役銀と申候者現間四分の一の割付は給人領・足輕領・寺社領・穗見所・水損所を引除残る現間に割付候故地方銀とも申し候、公役銀四分の一に而御座候故四分の一銀とも申候』元來この公役銀は昔府内御用の諸品を百姓の公役として納めていたのを現銀に引直したものであるから、もし諸品を納めるときは之を差引いた。故に久田・尾浦・安神・南室・小浦の五ヶ村は御台所御厩人足を勤め、夏秋の馬草をも納め、黒瀬・竹敷・濃部・大船越・久須保・緒方の六ヶ村は御台所に肴物を納め、又夏秋の馬草をも納めたから、この十一ヶ村は公役銀割付の外に成つていた。百

姓は對馬に於ては均田を請持つ獨立農民であるが、この公役銀は『地面を請持候百姓耆人之當り前』は三十五匁程であつた。しかし『有附惡敷者之少く納め候分を有附好き者より毎々納候故に人により多少御座候諸色を納候分は代銀之積り御座候而現銀之引方に成申候と可被申上候』とある。有附惡敷百姓は二拾匁、よきは四拾匁であつた。(御巡檢使御尋井に御答書、享保二年五月)

各地の給人は御年貢麦の外は極めて小額の『地方銀』を引きうけたにすぎぬが、足輕以下のものは肝煎・百姓も皆御年貢麦の外、公役銀・小払銀をおさめ、又別に表にて二斗五合前後を納めねばならなかつた。(御年貢、公役銀、小拂) 百姓が減じても公役銀は別に減することなく、百姓が増しても公役銀は別に増加しなかつた。しかし『国法を背竈を被潰候者は其時の公役銀引方に被申付候』とある。

小払銀というのは村々に於て草墨・紙代並草使家炭薪・草使家修理其外年中取造りの雜用銀であつた。又別に草使・御書手・耆番年中の飯料があつた。草使はつまり郷々よりその生活費を負担されたものである。

給人は城下に居住せず、在郷のまゝ中世的な姿をもつて土着せるものであるが、寛文十一年以來城下の勤役の代償として、間銀と称する一定の役銀を納入する義務を課せられていた。即ち給人の間銀というのは、大体、銀二貫匁を無役の給人に分賦して上納せしめたものを云う。

触番薪なるものは一ヶ年三千五百疋であつた。但し一疋は十二貫であつた。此薪は使用残りを売却し、郷中用銀に繰入れしめた。郷中用銀は第一に他国より売出す大豆の府内売より高値なる場合は其端銀をこれに繰り入れた。第二に触番薪の使用残りを売却し、その代金を繰入れた。第三に他国へ出す薪へ五尺繩のもの五貫の定式なるを四貫半として五貫分の代金を取り、差引半貫文を御用銀に繰入れた。これを『半貫薪』といつた。これは元祿・宝永の猪狩の費用として設けら

れた遺法である。郷中用銀は鉄砲製造その他郷村にての雜費にあてた。又郷藏・鉄砲・村民病氣の時の人蔘代、又は牛馬・船・農具等の費用即ち郷中用として農民の薪、大豆の売上高に對する運上、又公用に納入する薪の代銀として賦課せるものであるが、それは元祿十三年に始められた。右の中大豆銀は二年間で廃止となつた。

特別税としては出運上・釣運上・入港碇銭・諸浦税があつた。百姓から運上をとることはなかつた様である。『山より取出し候諸色并海草之類又はつり揚げの魚には運上と申儀無御座百姓より商人売渡し商人より他国へ売出候時府内浦之番所に運上を出申由に御座候』とある。しかし『泉州佐野の者鱒を引揚げ候為に請居候四拾三浦の外の浦に而網に引揚げ候魚を商人に売渡候には代銀の三分の一を運上に出し申候、江豚を取立込候而取揚候には代銀の三ヶ毫を運上に出、寄鯨は三步二を運上に出し申候と可被申上候』とある。出運上はつまり領外輸出税で、時価の一割であつた。

朝鮮貿易のためには商品輸送の労力を必要としたが、これは『本戸』としての百姓の公役にまつたし、陸路交通が不便なため、貢租たる麦・飼料・舳番薪を小船によつて府内にまで運搬する必要があり、治水や猪鹿狩・信使・上使・参観にも公役を出さねばならなかつた。水夫公役・送り公役・漕船公役がこれである。又百姓は宗氏が参観交替にて上下する場合の水夫に召仕われた。『領主参観上下之水夫に被召遣候に付飯米の上に賃銀三十匁づつ被申付国中にて夫遣には勤方の品により或は一日耆人白米四合五勺或は五合六合耆升或は耆升耆二合又麦耆升被申付候儀も御座候』とある（覚書）。

又村々には備蓄のことが行われた。備蓄に關しては各地に記録が多いが、大浦礼氏宅にはとりわけまとまつたものがあつた。『用心石物備の事』とある規定がこれである。これも亦ある意味で百姓の負担であつた。

豊熟の間には秋風洪水もあるから、用心穀物備蓄をせねばならぬとするもので『豊年之余穀は則此跡凶作に差し足して

天より余分を御与被下処と心得謹而難有皆面々に其年の余分を翌年に相儲置き候様』と申している。

郷藏用の村備の取立を文化七庚午年十月の「儲蓄穀物御年貢麦三步方村備帳」によつて見るに、豊崎郷の比田勝村と古里村では次の如くであつた。(豊崎町豊村、大浦礼家文書)

『 覚

一、麦高麦 参拾俵

右は儲蓄穀物村備の分

一、麦 九石八斗九升七合三才三

但 俵にノ拾五俵と三斗九升七合三才三

右者御年貢麦之内三步方村備取立之分

又豊崎郷の泉村については次の如くである(文化七年)。

『 覚

一、麦 三拾壹俵と一斗二升

一、九銭五拾五匁八分一り

右は儲蓄備

一、麦 八石三斗九升六合二勺壹才八

右は御本石之内三步方村備

右之通村備に取立仕居申候 以上

比田勝古里村肝入

善 十 郎

午十月九日

下知役

比田勝 長兵衛

大浦惣四郎殿

全俵数 四拾八俵と壹斗五升二合一勺一才八
右の通り取立居申候

以上

肝 入 林 平 郎

十月九日

泉村下知役

比田勝 伝十郎

大浦惣四郎殿

以上の文言中九銭とあるが、対馬の文書中には九銭と書かれたものが多い。九銭とは九拾文銭壹匁ということであつて、対州の通用銭である。また六銭というのは六拾文壹匁の銭である。(問答覚書、佐須奈村武田氏文書)

(本稿は近世庶民史料調査委員会の史料探訪費によつて研究せるものである。)